

本日最初の着信コール  
が鳴った。スギ花粉に悩  
まされていた小生は、や  
や鼻声で「はい、こちら  
企業の労働 110番で  
す」。



## 「うちの企業の 労働110番です」

(一社)名北労働基準協会  
事業企画推進課長・RSTトレーナー 石田和彦

電話の主は、ある大手  
製造業の管理課長さんで  
した。「当社では、この  
度業務の一部分を分割し、  
別会社を春日井市につく  
りました。従業員 2 名の

場（法律の適用単位）と  
は、企業全体ではなく、そ  
れぞの管理者等につけては、安全衛生  
推進者、衛生推進者、衛生管理者等に  
おいては法令で職務が決まっており、  
それに基づく活動を行なう必要があります。

なお、ここでいう事業  
場（法律の適用単位）と  
は、企業全体ではなく、そ  
れぞの管理者等につけては、安全衛生  
推進者、衛生推進者、衛生管理者等に  
おいては法令で職務が決まっており、  
それに基づく活動を行なう必要があります。

管理者・担当者を定めた  
ほうが活動が進めやすいため、ぜひ決めていただ  
き、安全・衛生活動を推進してください。もちろん  
代表者自らが管理者・担当者になつても構いません。  
工場、支店、建設工事現場等となっています。ま

### 事業場の安全衛生管理体制について

事業場（10名以上50名未満）にあつては、安全衛生推進者、衛生推進者、衛生管理者等を、また、中小規模事業場（10名以下）にあつては、産業医の選任等、管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任等、

製造業の工場ですが、安全衛生の管理者等は必要ですか」とのご相談です。労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確保するため、事業場の規模・業種等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任等、

た、事業者とは、会社の場合は法人そのもの、個人経営の場合はその経営者のこと指します。これは、「労働者数10名未満の事業場は管理者などいなくてよい」ということではありません。



労働者の安全と健康を守ることは、企業経営にとつて欠くことができないもので、職場環境に即した実践的な安全衛生活動を推進することは非常に大切なことです。このためには、まず安全衛生の要となる各種安

全衛生管理者等を中心とした、安全衛生管理体制の整備が重要です。もし、管理者等が未選任、あるいは職務を充分に行なわぬ場合は、法違反となるのはもちろんのこと、そ

また、意外に多いのが、急な転勤・退職によつて管理者・推進者が欠員となることです。そのような事態になつてから慌てて補充しようとしても、国家試験の合格等の要件がある資格もあるため、あらかじめひとつ事業場に複数の管理者・推進者の資格を有する方を養成することが重要です。

そこで当協会では、安全衛生管理者等の養成、能力向上に関わる主要な法定講習・教育等を開催しています。該当の管理者等が未選任、未教育の事業場における未選任、未教育の実施のため、ぜひともご受講ください。詳細につきましては、本誌同封の「各種安全衛生管理者養成講習会」案内、または当協会ホームページをご覧ください。